

高知工業高等専門学校廃棄物処理規則

制 定 平成16年10月 7日

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）及びその他の法令に定めるもののほか、高知工業高等専門学校における教育、研究及び事務等により発生する廃棄物（放射性物質を含む廃棄物を除く。以下同じ。）を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「廃棄物」とは、別表分類欄に掲げるものをいう。

(校長の責務)

第3条 校長は、廃棄物の取扱いに関する業務を統括する。

(教職員、学生等の責務)

第4条 教職員、学生その他関係する者は、この規則その他に定めるところに従い教育、研究及び事務等に伴い発生する廃棄物の取扱いについて十分に留意の上、取り扱わなければならない。

(廃棄物の責任を負う者)

第5条 実験室、研究室、実習室及び事務室等から排出される廃棄物については、高知工業高等専門学校資産監守規則に規定する当該研究室等の不動産供用責任者が、その責任を負わなければならない。

2 廃棄物の責任を負う者（以下「廃棄物処理責任者」という。）は、当該研究室等の教職員及び学生に対し、廃棄物の処理方法等に関し、指導あるいは教育を行うものとする。

(委員会)

第6条 本校における廃棄物の処理の適正な実施については、高知工業高等専門学校安全衛生委員会が審議する。

(特別管理産業廃棄物管理責任者)

第7条 校長は、有害廃棄物等の特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行うため、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かななければならない。

2 特別管理産業廃棄物管理責任者の指名等に関する必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、廃棄物の処理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年10月7日から施行する。

別 表

分 類			
種 類	廃 棄 物 の 例		
固 体 廃 棄 物	廃棄物	可燃物	紙くず・繊維くず・厨芥等
		不燃物	廃プラスチック類・ガラスくず・金属くず・土石類等
	有害廃棄物	可燃物	有害物質を含有もしくは付着したもの（紙・布等）
		不燃物	乾電池・蛍光灯管球等水銀を含むもの・その他有害物質を含有もしくは付着したもの（汚泥・ビン類・機器等）
液 体 廃 棄 物	生活廃水		一般生活に伴う廃水（厨房・洗面所・風呂・便所及び洗面所からの廃水並びに洗剤及び消毒液を含有する廃水を含む。）
	一般実験廃水		薬品等使用した容器類の2回目以降の洗浄水 分解容易な有機化合物を含む廃液（有害物質を除く。） 実験室清掃後の汚水 実験室冷却水 水性生物実験の試験廃水
	特 殊 実 験 廃 液	無機系廃液	一般重金属、水銀、シアン、ヒ素、廃酸、廃アルカリ等を含む無機系廃液
		有機系廃液	アルコール、有機酸、ハロゲン、有機リン、フェノール等を含む廃溶媒類及び有機系廃液
		廃油	灯油・真空ポンプ油・機械油等
		色素	PH指示薬・組織染色液等
		写真廃液	現像液・定着液
		劇毒物	硝酸等